

発行：愛知県社会保障推進協議会

TEL:052-889-6921 FAX:052-889-6931

E-mail: syahokyo@airoren.gr.jp

ホームページ <http://syahokyo.airoren.gr.jp/>

75歳以上医療費2倍化実施許さない!! 7月22日スタート集会 全国400人が結集、愛知からも5名参加。高齢者のいのち・健康・人権脅かす75歳以上医療費窓口負担2割化中止を求める請願署名 はじまる

2021年6月4日参議院本会議で、75歳以上医療費窓口負担2割化法が可決されました。この法律が実施されると2022年後半から年収200万円以上の人370万人(後期高齢者医療制度加入者の約20%)が2割負担となります。

コロナ禍でただでさえ高齢者の受診控えが進んでいる中、必要な医療が受けられなくなることを前提にした負担増は高齢者のいのち・健康権・人権の侵害です。

75歳以上医療費2倍化 実施させない!!

【速報】東京高齢期運動連絡会
2021年7月22日(木)
tokyo.koureiki@gmail.com
豊島区南大塚3-43-13
スミヨシビル3F
03-5956-8781

7月22日運動スタート集会

ただちに実施許さぬ闘いを 運動スタート集会に400人

2倍化の実施を許さないたたかいはただちに立ち上げようと22日全労連会館ホールを中心にZOOMとYouTubeで全部・全国を結んだ運動スタート集会が開かれ、リアル、Web含めて約400人が参加しました。

伊藤周平さんが講演

鹿児島大学教授の伊藤周平さんがリモートで講演を行いました。



日本の社会保障制度の歴史をたどり、政権は国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障する国の責任を放棄してきた。それがコロナ禍で医療を逼迫させたと指摘。医療費削減や病床減らしを止めさせ、医師、看護師を増やさせることが必要、運動を大きくひろげ、2倍化法の廃止を野党の共通政策にし、コロナ対策も含めて大きく共感を集める政策を掲げ、総選挙で政権与党を過半数割れに追い込もうと訴えました。

総選挙・秋の国会も視野に 広く知らせ、怒りをひろげ 350万の署名を

日本高齢期運動連絡会の吉岡代表委員が取り組みの方針を提起。まず広く知らせ、怒りをもって立ち上がろう。運動を思い切りひろげ全国の高齢者の1割にあたる350万の署名をやりとげよう。学習、宣伝をひろげ、総選挙、秋の国会も視野に、候補者への働きかけ、自治



体への請願、広域連合への請願などの運動に取り組もう。と呼びかけました。

会場からWebから報告・決意

神奈川社保協の根本さんは、実委を組織し、公団自治協の協力も得て署名をひろげ、年金者組合は県内全自治体に請願、採決後は独自ピラを作って宣伝した経験を話し、7月31日に神奈川スタート集会を開くと決意を語りました。

全日本年金者組合の廣岡さんは、2割負担導入で3割の人が受診控えを考えるとというアンケート結果を紹介、低年金高齢者2人の具体例を話し、200万はワーキングプアの年収だ、負担増は許されないと訴えました。

宮城県保険医協会の井上さんは、大震災後被災者が窓口負担ゼロになったとき、歯科に受診ラッシュが起こったことを紹介、窓口負担がいかに受診を抑えているか宮城の経験が教えてくれたと話しました。

東京の年金者組合の上野さんは、自らの半生をふり返り、年金の低さにびっくりした経験を話し、国民がコロナに振り回される中で、ろくに知らせず2倍化を強行した政府は許せない。高齢社会の中で暮らしを守るのが政府のしごとと指摘しました。

運動を大きくひろげよう

各団体・地域で共同をひろげ、大きな運動を立ち上げていきましょう。

た負担増は高齢者のいのち・健康権・人権の侵害です。

実施は、2022年10月~23年3月1日の間に政令で決めることとなっています。間髪おかずに「中止を求める」たたかいを立ち上げます。現時点では窓口負担2倍化の対象は年収200万円以上〈単身〉が条件となっていますが、政令でその範囲を拡大すれば、今後全ての高齢者への負担増の道が開かれる可能性があります。コロナ禍で困難を強いられている中で“暴挙”に、ストップさせるためのたたかいに立ち上がることを呼びかけます!

2021年7月29日後期高齢者医療制度不服審査請求

3人が2020年度分口頭意見陳述、傍聴20名が立ち会い、見守る

2020年10月1日に提出した不服審査請求は、791件。コロナ禍で開催は延期に延期を重ね、口頭陳述が開催されました。陳述人は3人で持ち時間は各5分。75歳医療費窓口負担2倍化法が可決された直後、高齢者のくらしと負担の実態や2倍化への怒りが語られました。

あらためて、「窓口負担2倍化」の撤回・中止を求め、運動を強める場となりました。



会場は、自治センター12階会議室、コロナ禍であり広い会場にマイクセットが用意されました。陳述に立った3人が順次発言し、該当する行政代表から回答を得ます。これまで、行政側からは「法の範囲」の回答にとどまっていたが、今回は、3自治体の担当者からは、「要望趣旨は理解できる」等の移行が表明されましたが、結果は「不服審査請求の制度」内での回答にとどまりました。

すでに、2021年不服審査請求提出の準備が始まっています。多数の提出をお願いします。提出は、10月1日愛知県へ。昨年を上回る提出で、運動に弾みをつけましょう。

陳述人、丹羽典彦さん、原田寛さん、板津千鶴子さん(左から順に) 発言内容のご紹介



1 丹羽典彦さん(年金者組合愛知県本部委員長)

不服申請の第1は、私たち国民の年齢を輪切りして75歳以上を「後期高齢者」と呼ぶ医療制度に納得できない」と主張したのに対し、「個人の所見を述べているだけ」だ、と回答。私たちは「75歳以上の者」を「後期高齢者」と呼称する医療制度に、その呼称や規定に「異議申し立て」をしているのです。

わが国の法制度の中に、改正「道路交通法」もありますが、その中には「75歳以上を対象とする認知症検査」とか、「70歳以上を対象とする高齢者講習」などの年齢の規定がありますが、それを「後期だ、前期だ」などとは表記はされておませ

ん。今後、もっと長命社会になった暁には「末期高齢者」とでも表現したいのかと、懸念表明するものです。

第2には、保険料の徴収方法に関して「選択もさせないで年金通帳からの引き落とし(特別徴収)の決定に不服あり」との私の主張に対しても「処分の取り消す理由なしとして却下すべし」と切って捨てている回答。

今75歳の以上の高齢者医療」の窓口負担が一気に2倍化法案が審議されていますが、今でさえ、医療費の窓口負担が心配で受診控えて病気の重篤化したのではという人の話もよく聞きます。また、窓口負担が心配で、2カ月に一回の年金支給日に薬だけもらうためにクリニックに足を運ぶというのです。

こうした問題も元をただせば、この制度が発足した時には低所得の高齢者には、9割、8.5割等の保険料軽減の措置がありました。政府は5年間暫時7割に移行させ本年で終了

させてしまいました。この間の愛知県での加入者負担の増は実に23.5億円にもなったということが2月15日開催の愛知県後期高齢者医療広域連合議会で議員質問に対して回答する形で報告されたところです。政府は高齢者の窓口負担の倍加は「現役世代の負担を抑える」ためと強調していますが、2割負担化で軽減される現役労働者の保険料は一人当たり年間350円とも言われ、2割負担化で最も減るのは年間980億円とも言われる公費負担、中でも、その4/6が国庫負担の削減なのです。

私もこの議会が開催されるたびに傍聴してきましたが、配布資料も進行次第だけ。予算決算等の資料もなし。議員と称される人たちの顔も見えず背中だけが見える。しかも議案に対する質疑の発言者は多くて2から3人程度。あとは沈黙の賛同者ばかりで、当局案はいつも賛成多数の議決が続けられているのです。

2, 原田寛さん(年金者組合愛知県本部豊橋田原支部)

審査請求人の原田寛です。私は569名の審査請求人を代表して意見を申し述べます。

私は1944年9月15日生まれで、現在、配偶者との二人暮らしをしています。一昨年9月に75歳となり、豊橋市の国民健康保険の被保険者から、愛知県広域連合の後期高齢者医療の被保険者に強制的に変更され、後期高齢者医療保険の特別徴収が2020年4月から始められました。

2020年中に納入した後期高齢医療保険料額は17万4300円です。同年の配偶者の国民保険料は5万8100円で、併せると23万2400円となり、私の公的年金のひと月分以上で、1割に当たります。収入状況が大きく変わらない前々年の我が家の国民健康保険料は15万800円でしたから、なんと1.54倍になっています。ちなみに、2018年の確定申告の際に算出した二人分の医療費負担は7万2900円、19年は12万2063円、昨年は私が完全に1割負担になったにも関わらず14万6260円と、年々増加しています。同年代の人に比べると比較的健康だと思っていますが、高齢化に伴い病気になるやすくなり、治療にも時間がかかるようになってきました。保険料は上がり、医療費負担は増すばかりです。これでは安心して老後生活は送れません。

私は、審査請求書の主張欄で「戦後の食糧不足のなか何とか生き延びてきて、この年を迎えることが出来ました。健康管理には気をつけているものの加齢とともに増す医療費負担増は避けられません。減額され続ける年金と医療保険料増に、先行き不安が増すばかりです。後期高齢者医療制度の設計がもつ矛盾を解消していただきたいです。」と書き、賦課決定処分などの取り消しを求めました。

これに対して、広域連合及び豊橋市長の弁明は、「法や条例に基づきなしたものであるから処分を取り消すべき理由はない」、また、「請求理由は後期高齢者医療制度に対する所見を述べているに過ぎない」としています。

現在、開業の社会保険労務士です。社会保障制度や不服審査請求制度についても少しは知っている

つもりです。確かに、現行法や条例に基づく保険料算出方法だけをみると保険者に瑕疵はありません。

しかし、審査請求人が569名もいることに示されるように、私のように不安を持って後期高齢を迎えている人が多いのではないのでしょうか。これは後期高齢者医療制度に欠陥があるからです。

保険料決定の根拠となる法にこそ根本的な問題があり、そのことを不問に付すことは出来ません。先の国会で強行された窓口負担を倍増しなければ制度が維持できないような制度設計自体に問題があり、これを、「後期高齢者制度への所見を述べているに過ぎない」と、いつまでも突き放していいものなのでしょうか。

愛知の広域連合議会には毎年のように後期高齢者医療制度の見直しを求める陳情、意見書採択の要望が出されていると聞きます。こうした声に愛知県広域連合も耳を傾け、制度の改善に努めるべきではないのでしょうか。

老人福祉法第2条の「基本的理念」で、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」とされ、老人保健法で、「本格的な高齢化社会の到来に対し、疾病の予防、治療、機能訓練等の保険事業を総合的に実施する」とされ、その財源は保険者負担のみで、被保険者の医療費負担は無料ないし一部負担にとどめられてきました。こうした制度を後期高齢者医療制度は壊したのです。

いのちや健康を守る制度で、高齢者に「自己責任」を押しつけることは、社会保障の理念から言っても間違いです。真に敬愛され、生き甲斐の持てる医療制度にさせていただくよう求めて、私の口頭陳述とします。

3, 板津千鶴子さん（新日本婦人の会愛知県本部）

令和2年9月に提起しました件につきご回答いただきました決定処分について弁明されないこと理由は承知いたしておりますが、例えば平成30年度国保料は12990円(12ヶ月分)、令和2年度後期高齢者医療保険料は48700円(12ヶ月分)となり、しかも条件変わっていないのに、保険料は上がりました。これは私の例ですが、地域の人たちからは、後期高齢者医療保険になり急に保険料が増え、不安と財政的に受診を控えてしまうとの声も多数聞いています。

国の制度であり、すぐに県・区行政では対応できないことは理解していますが、ジェンダー平等が叫ばれている現在、75歳を過ぎてから個人ではなく、配偶者とセットの保険料、負担金なども納得いきません。私は一人国民医療保険の時は2割負担でした。それが3割負担になりました。(夫の収入があるからという理由です..)

私も10余年ほど前に乳がんの手術をしました。そして加齢とともに癌再発へ不安(乳がんはアフターケアは10年)と自律神経のバランスを崩すこともあり受診することも多くなりました。周りには今まで元気で、頑張っ一人で生活していた90歳の女性は胃がんで入院、玄関で転倒し一人暮らしが出来なくなった仲間...持病が悪化し亡くなった方、くも膜下出血の後遺症で病院受診が増え方。コロナ禍で通所施設がお休みとなり認知症が進み在宅介護が難しくなった人。8050問題で悩む高齢者など上げればきりなく話は尽きません。

周りの仲間からはこんな意見をよく聞きます。連絡封書で届く年金から天引きの介護保険・後期高齢者医療保険料のなどへの不満もあります。『ハガキ一枚の連絡で年金天引きされる』ことは高齢者にとって高圧的で威圧感も感じます。天引きを望まない人への案内を読みますと納付書における手続きも煩雑で高齢者にとってはハードルも高いと思います。

こうした名もなき市井の人たちがいる...という声を国へ届けてくださることも地方行政の役割ではないかと思えます。心よりお願いしたいと思えます。ありがとうございました